

## ●第6回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年8月4日(金) 18:30～19:50

(と ころ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、斉藤委員、金村委員、飯田委員、花田委員、岡部委員、田辺委員  
〔事務局〕 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹

### 1 開 会

#### (会長)

今日が第6回目の審議会になります。7月下旬までに各委員の皆さんへ項目案を作っていただけよう、お願いしておりました。大変お忙しいところ、皆さんから案をいただきましたので、今日はこれを基に議論していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項といたしまして、議会の総務厚生常任委員会において、議会と政策経営室で具体的な議論をされたということですので、事務局の方からご説明していただきたいと思えます。

### 2 報 告

#### (1) 総務厚生常任委員会について

#### (政策経営室長)

今回、総務厚生常任委員会には、策定スケジュールと、前回先生から出た枠組みの私案、今までワークショップや審議会の概要を資料として提出しています。

その中で、議員からは、自治基本条例は解釈や学説によって色々な形があるが、今、我々が論議しているものは、あまりにも完全型というか、すべてを仕切るものではないか、という意見がありました。

細部に渡って規定すべきではないという考え方が全国的にあるという意見と、反対に、自治基本条例なのだから相当きちんとした形で規定すべきだと言う意見もありました。

それと、もう少し大きな話で「最高規範性」について議論をしています。

我々としては、基本的に「まちの憲法」として論議しているのですが、当然最高規範性を持つという話をしたのですが、「ある本によると、基本条例に最高規範性を持たせるべきかどうかを、まずワークショップ等で議論している。稚内市では、このことを市民と一緒に最初に考えていないので、それはおかしいのではないか。」という意見がありました。

我々としては、これも学説なのですけれど、いくら基本条例といえども条例ですから、

「基本条例とそのほかの条例に『憲法と法律』、『法律と条例』のような、ある意味では上下の関係というものは本来はない。ただ、『基本条例と条例』という考え方では、当然、基本条例を尊重する、基本条例をよりどころとしてほかの条例を作っていくという考え方を持っている」と説明したのですが、議員からは『『憲法と法律』のような関係としてきちんと明確にすべきだ』という意見がありました。

最高規範として尊重すれば、「憲法と法律」のように「従わなければならない」と命令することができるのか、ということは法律論としてありますが。

それともう一点は、我々としては 12 月の議会の中で成案を上程し、審議してもらい、可決となったら来年 4 月に施行したいという考えですが、これが非常に短いという指摘がありました。

「議会にいつ成案がくるのか」「今のようなかたちでは、なかなかきちんとしたものが来ないのではないか」、逆にいうと、「市の考え方を議会に示せないのか」という意見もありました。「私たちはあくまでも審議会に諮問しているので、答申が終わってからでなければ、市の意見は出すことができません」と答えています。

その中で、「日程的にはどうしても 10 月中過ぎくらいでなければ、審議会からの案は出ないので、それからでなければ市としての意見を議会に報告することはできない、ただ、審議会がどういう論議をしているかということについては、総務厚生常任委員会がいいというのなら、いつでも報告する用意があります。」という話をさせてもらいました。

他に、「市民参加が足りないのではないか」、「市民が自治基本条例とはどういうものかわからないのに、今作っていいのか」という意見がありました。

我々は、「市民がまちづくりに参加することを保障しようとしているわけだから、それができてから市民への周知をしても、決してこの条例が市民のまちづくりの妨げになるわけではなく、全員に周知していないからといって、この条例を施行するのは早いということにはならないのではないか」という立場で説明しています。

「そもそもこのような条例は、市民憲章があるのだから要らないのでは」という意見もありました。それについては、「『こういうまちをつくらう』という誓いのようなものは市民憲章も同じだが、自治基本条例は、『こういうまちにしよう』としたときに、市民が参加できる大きなルール・権利を示し、そのために行政や議会がしなければならないことを示したものだ」と説明しています。

「自治基本条例の『自治』という言葉が実際わかりにくい」、「『自治』って一体なんだろうと聞かれると、なかなかわからなのでは」と意見もありました。

「自治基本条例という枠組みは持っている各市においても、名称は『まちづくり基本条例』としているところが多くなってきている傾向がある。そのような話が、審議会や前文起草委員会の中で出ている」という話しをしたところ、「『まちづくり基本条例』は『自治基本条例』とは違う。『自治基本条例』と言っていながら名称が変わるのはお

かしい」という論議がありました。

我々は、どちらかと言えばまだ漠然とした、こういうところに向かっていますという話をしているのに対し、議員の方は具体的な内容について話をしているので、なかなかかみ合わない論議となりました。  
以上です。

**(会長)**

総務厚生常任委員会の5名の議員さんが発言をされていますね。かなりご発言の内容も多様でした。この総務厚生常任委員会の内容について、何かご質問等ありませんか。

**(委員)**

かなり批判的な感じがしますね。

**(会長)**

人によって随分違うような感じがします。もっと時間をかけて、市民参加を徹底してやって欲しいという議員の方もいらっしゃるし、そもそも条例自体が今必要ないのではないかという議員の方まで、非常に幅広くおられるという気がします。  
また、発言の中にあつた、「住民投票は条例の中で規定するのか個別条例を策定するのか」、「『参画』と『参加』はどう違うのか」ということは、これからの審議会で議論することであると思うのですが。

**(委員)**

審議会で答申した後の、議会とのやりとりはどのような予定になっているのですか。

**(室長)**

こちらとしては、皆さんからいただいた案はあくまでも審議会の案として尊重したうえで、稚内市としてもう一度、条例の審査委員会・経営会議を経て、最終的な行政素案を作っていくこととなります。素案ができた段階で、まず議会(委員会)へ一度諮りたい。そのときに、審議会案と行政素案とに差があるようであれば、その差も含めて委員会の方に出していくつもりです。  
ここまですが11月の中旬となっていますが、議会側から、審議会の案ができた段階で委員会に報告してほしいという要望もありましたので、10月中には一度このような主旨であるということをお報告することになるかと思っております。その後はパブリックコメント等

色々な手続きもありますので、11 月中にはもう一度、委員会の案と行政素案、それからパブリックコメントをやったあとの意見等を含めて総務常任委員会に出し、最終的には12月初旬から始まる議会に議案として上程します。問題がなければ、12月中には可決になると思います。このスケジュールのとおりに進めばの話ですが。ただ議会としては、先ほど先生がおっしゃったような、例えば住民投票条例などについて、それぞれ議員の方にも言いたいことはたくさんあるというような感触でした。

**(委員)**

最終的には、その常任委員会と議会で審議するということですか。

**(室長)**

常任委員会は、基本的に審議することはないのですが、重要な案件なものですから、もう少し早く情報を出してほしいというのが議会側の要望なのです。うちとしては、あくまでも審議会からの原案を待って、市が初めてそこから動くということになっております。そうすると、議会はなかなか物を言えずにいるという状態なものですから、早く原案を見せてほしいし、説明もしてほしいという意見でした。常任委員会は、議決はできません。あくまでも情報を提供する場ということです。

**(会長)**

すべては12月の定例会です。3月にも定例会はあるのですが、選挙が絡んでくるため、なかなか審議が難しいのではということで、12月が一番現実性があるということになります。12月定例会に上程するとなると、そこから遡って10月3日くらいに最終的な答申を出さなければならないということになり、今後はタイトな日程となってくると思います。それから、できるだけ易しい条文にしなくてはいけないのですが、やはり条文ですので、どうしても法律的な用語等があります。その辺は市役所の法務専門の方にお問い合わせをするというかたちですね。このスケジュール案を含めて、ご質問等あれば遠慮なくどうぞ出させていただきたいと思います。

**(委員)**

地元の新聞報道によると、総務常任委員会の中で時間が足りないという議論があったと大きく出ていましたが。

**(室長)**

今まで先進的に作ってきたところは、市民が主体となって2～3 年かけてやってき

ている。議員の皆さんもそこを勉強しているので、条例の項目案を見て、市民がどれだけ知っているかという問題にまた戻ってしまう。どちらが先かという話だと思うのですが。

我々としては、きちんとしたものができれば、それを基に市民が参加してくれるようにできればいいのではないかと、という姿勢で話をしているのですが。

ワークショップなどに集まってきてくれた方は少数かもしれないけれど、そこで出た論議というのは決して軽いものではないという話もしています。

### **(委員)**

ずいぶん前の段階で、審議会と議会とで話し合いました、という提案をしましたが流れましたね。

確かに、不十分と言われたら私は納得するのですが、個々の意見がどうかということより、どんなことをしようとしているかということ、不十分さということではなく、どんな事に向かっているかという事実を知ろうということでは、努力をしていただかないと。

広げる努力が足りないということより、どう広げていくかということが大切だと思います。批判されるのが嫌なわけではありませんが、もう少し歩み寄った話をしていかないと、と思います。

### **(委員)**

最初から完璧にできるわけではないし、これでこの条例ができたからといって、誰かを、何かを罰することはできないわけだし、そういう意味でも見直しができるようにして、徐々に練り上げていけばよいのでは。

### **(委員)**

議会の権力を剥奪するものでもないし、逆に、市民の権利や責務などを含めて、改めてそれぞれを全市的に見直してみようとか、力を合わせて前に進もうという呼びかけだと思って進めています。

### **(室長)**

確かに、例えば先日論議したように、市民の責務として、「まちづくりに主体的に参加しなければならない」ということがもしあるとすると、みんながそういう思いではないのに、どうしてそんな文章が入るのかと。たぶんそういうことだろうと思います。

「市民の責務を入れるのであれば、それを市民全員が承知するのが先ではないか。市民のほとんどが知らないのであれば、そういう文章を入れた条例を作るべきではない。」という方向が強いです。

**(委員)**

おそらく、議会全体の雰囲気として、この条例をあまり受け入れたくないという思いがあると思うので、どのようなものを作っても意見は出てくるという気がします。その意見は意見として耳に入れておきながらも、あまりそれにとらわれず、こちらはこちらで議論していかなければなりません。

**(政策経営室主幹)**

各都市から議員視察が結構多いのですが、やはり一番聞かれるのが住民投票の話で、議会としてみれば間接民主主義であるので、直接民主主義との関係をどう整理するのか、という質問としてありました。

**(委員)**

おそらくその辺は、憲法の中でも同じ論議がされていると思います。地方自治のところで全く同じ話だと思うので。だから、それは一応理論的には、憲法のなかでは解決しているというか。解決と言っていいのかわからないですが。

**(委員)**

議会にかかった段階で、修正のうえ可決ということもあるのですか。

**(室長)**

そうですね。

**(委員)**

例えば、住民投票のところを削って可決とか、そういうことも考えられるのですか。

**(室長)**

議会提案ではないので、議会が修正するということはないです。逆に、こちらが妥協案として修正することは、ないとはいえないと思います。

例えば、発議者を誰にするかとか、議会の関与をどこまでするか等、色々あります。

**(会長)**

議会が多いのは、住民投票よりもむしろ議会の責務とか、議会の役割の分だけは除いてほしいといった意見ですね。市長の責務や市民の役割はいいが、議会の部分だけは一切触れるなというところが多いです。

そうすると、それは行政基本条例になるわけです。自治体によっては、住民投票は入れているが議会の部分だけは外すところも多い。行政基本条例でも、名称は「まちづくり基本条例」とするケースは結構あります。

逆に自治基本条例というのは、基本的に議会を入れたものを言いますが、これが名前を変えて「まちづくり基本条例」という場合もあります。

ですから、かなり早い時期にできたニセコ町のケースですと、「ニセコ町まちづくり基本条例」で、当初は議会が入っていなかったのが、昨年の見直し条項の中で議会を入れています。それでも名称は「ニセコ町まちづくり基本条例」です。

### **(室長)**

『議会の責務』や『職員の責務』など、地方公務員法など法律で規制しているものがあるのに、さらに条例で規制する必要があるのか」という論議はやはり今回もあります。市民の権利については憲法にも書いていないので、そのようなものを中心に論議していく、法律に書いていないものを中心に組み立てる、という考え方でいけば妥当ではないかと。

この辺は、学説も分かれているという話のようですが。

### **(委員)**

しかし、市民にもっと参加させろ、市民に周知しろ、というのであれば、法律にないものだけをここで規定したところで、市民はその法律を理解していない。市民に本当に周知させるのであれば、みんな等しくここで規定しなければより判りにくいものが出来上がってしまう気がします。

### **(事務局)**

他の条例でも、あえて自治法に載っていることを自治基本条例で規定するのは、今おっしゃったように市民がそのことを理解していないから、だからこその条例を作って理解してもらうために盛り込むことが必要だといっているところもあります。議会の責務についても、議員の条例制定権など自治法にはたくさんむずかしい言葉が書いてあるが、市民はそのようなことを考えた事もないと思います。それをわかりやすく自治基本条例に盛り込んで、もう一度市民にそのことを認識してもらおう。だから盛り込むことに意義があるという。最近はこのようなことが多いです。

### **(委員)**

逆に、最初の段階で、「それぞれに法律等があるが、わかりやすい市政、わかりやすいまちにするためにあえて記載した」という文章があればよいのでは。

**(室長)**

それは、解説のようなところで、考え方を示すことが可能です。

**(委員)**

予防線を張るためにも。

**(室長)**

より具体的に話ができれば、きっとそんなにわからないわけではないのかな、という気がします。前文を含めて、我々の考えが出ていくと、もう少し理解してくれる方も増えるのではないかと思います。

**(会長)**

まだ具体的なものを出していませんからね。だからこそ、さきほどの意見にあったように、6月にワークショップのようなかたちで議会と一度論議したいというのはそういう主旨でしたが。

**(室長)**

今は、「市民の責務」だとか、項目しか出ていないですからね。

**(委員)**

オブザーバーのようなかたちで、発言しなくても見学していただければ良いと思うのですが。知ってもらいたいチャンスだと思いますが。

**(会長)**

では議会としては、今このような意見が出ているということでよろしいですね。

### **3. 審 議**

#### **(1) 条例項目について**

**(会長)**

それでは審議事項に入らせていただきます。

前文起草委員会にご努力いただき、条例前文案ができました。これにつきまして議論をしていきたいと思っております。資料2をご覧ください、起草委員のほうから説明をいただきます。

**(委員)**



前文案を読ませていただきます。

「わたしたちは、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ、水平線に美しく浮かぶ利尻富士を眺めることのできる自然豊かな最北のまち稚内市に暮らしています。

わたしたちのまちは、厳しい風雪をエネルギーに変え、まちぐるみで子どもたちの成長を見守り、北にサハリンの島影を望んで国際交流を担い、生活を支える水産、酪農、観光の発展のためにも努力を続けています。

わたしたちは、アイヌ語で「ヤム・ワッカ・ナイ」(冷たい水の出る沢)と名づけられたこの地に勇気と情熱を注いできた多くの人々に感謝し、このまちの一員であることを誇りに思い、これからもこのまちを愛していきます。

だからこそ、わたしたちは今、市民一人ひとりがまちづくりの主演であることを自覚し自らこのまちの将来を考えて行動し、互いに信頼し合って、よく伝え合い、話し合い、力を合わせていくことを誓います。

そして、明日のまちを担う子ども、今日のまちを担っている大人、昨日のまちを担ってきたお年寄りのすべてが安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。

わたしたちは、この条例をまちづくりの原点とし、その心を大切に育みます。」

という案ですが、若干説明を加えさせていただきます。

解説に書いているとおりではありますが、「自治」という言葉が市民には少し難しいということで、実際の本文で使うかどうかは別にして、前文では「自治」ではなく「まちづくり」という言葉を使っています。

聞いていただければわかると思うのですが、各文の冒頭が「わたしたちは」、「わたしたちのまちは」で始まっています。これは、まさにこの前文の特徴的な言い方にしようという意見がまとまったところですが、第三者が解説しているような前文ではなく、自分たちがこの条例を生活に活かしていこうではないか、という部分を強調するために、あえてこのような冒頭としています。

次に、段落ごとに説明していきます。

まず、第1段落で稚内の風土的な特性、稚内とはこういうまちだということを簡単に紹介し、第2段落では特徴的な稚内の取組みと、昔から絶え間なく行われてきている基幹産業について言及しています。

第3段落では、市民が「稚内」という名前の由来を知って、このまちで生きていくべきではないかという思いから、このアイヌ語の語源を入れつつ、先人の苦労によって今があるということ認識し、誇りを持って愛していこうではないかという思いをここで述べています。

この部分が、まさに自治基本条例、市民参加の根拠となっている部分です。

なぜ自治なのか、なぜまちづくりを自分たちの手でやっていくのかといえば、自分たちはこのまちに誇りを持って、このまちを愛しているから、自分たちの手でやっ

うという根拠の部分です。

そして、次の「だからこそ～」の部分で「市民参加」という柱について簡単な言葉で表現しています。まちづくりの主役であることを自覚し、自らこのまちの将来を考えて行動するという、まさにこれが市民参加です。この市民参加の手段として、「情報共有」だとか「市民協働」ということが出てくるのだと。そしてまた「コミュニティ」の役割ということも出てくるのだと思うのですが。

「互いに信頼し合って一緒にやっぺいこう」という部分では、さまざまな「コミュニティ」のありかたについて述べています。「伝え合う」は「情報の共有」、「話し合う、力を合わせていく」このあたりは「市民協働」というところですよ。

他市のものを見てみますと、「市民と行政」、「市民と市」、というように主体を分けて述べているものが結構あるのですが、そうではないのではないかと。行政に携っている人も市民なのだし、行政とはあくまでも市民の一貫であるという考え方で、前文では分けずに全員市民というかたちで書いています。

ただ、この条例は市民参加の権利を保障するものであるとともに、それを認める義務が議会や行政側に発生してくるものなので、本文の方では、当然市や議会については別に定められるべきものですが、前文ではあえてその思いを表現したいということで分けなかったという過程があります。

「そして～」の段落は、まさにこのようなまちを目指しているから、こういう条例をつくってやっぺいいきましょうという部分で、市民の目線に立った表現のしかたなのですが、子育ての推進ということを考えると子ども、それから今の生活を担っている大人たち、過疎化に思いを寄せてみるとそういう人たちにも暮らしやすいまちでなければいけない。また、高齢化が進み、まさにそれが問題となっているわけであり、お年寄についても言及しています。

そして、「安心して集い」という部分で、「安心」というのは起草委員会の中でも議論になったのですが、消極的な幸せとか医療なり危機管理なりで市民が守られていくというもので、「心豊かに暮らせる」という部分はむしろ積極的な幸せというイメージで二つの言葉を使っています。

最後は、この条例を守り育てていこうという一文を入れています。

—以上、ざっと説明しましたが、ご意見があればどんどん言っていただきたいと思ひます。

### **(会長)**

ありがとうございます。こういうかたちで、前文起草委員会案ができたわけですが、委員の皆さんにこれから審議していただき、「ここはこうしたほうがいいのではないか」ということがありましたら訂正がなされると思ひますので、積極的にご意見をいた

だきたいと思います。

尚、前文につきましては、今日この審議会の中で固めてしまいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それから、おそらくこれからも議論になるかと思っておりますので、前文やそれぞれの項目について、解説文も入れたいと考えております。

**(委員)**

この前文を作るにあたっては、小学校高学年くらいの子どもたちから理解できる内容にしようということで作りました。なので、必ずしも条文の前文として他の市もこのような簡単な言葉を使っているかと言うとそうでもないのですが、あえて難しい言葉を使わず簡単に簡単にという方向で作っているということを申し添えておきます。

**(会長)**

それは非常にいいことではないかと思います。どうしても条文の各項目になると、少し法務的な内容が必要になる場合もあるので、基本的には小学校高学年からわかるくらいの表現が一番望ましいと思います。

**(委員)**

3 段落目「アイヌ語で『ヤム・ワッカナイ』と名づけられたこの地に～」とありますが、アイヌの人たちの表現は、どうしてもデリケートな問題になるので、その人たちを尊重する意味で「この土地の先住民族であった～」など、一言あった方がいいのではないかと考えていました。

北海道の場合は、倭人といったら変ですが、後から住みついた人たちであることから。

**(会長)**

文章的に、この中に「先住民族であるアイヌ」という表現が入った方がいいということですか。

**(委員)**

アイヌの人たちの表現をどう言えばソフトになるのかと。

**(会長)**

何と言っても前文であり、一番最初に出てくる部分ですから、結構デリケートな部分ですし、当然この条例を他市の人たちもインターネット等で見ることになるでしょう。そこは相当デリケートに考えた方がいいということは間違いないですね。

**(委員)**

そうすると、「アイヌ語」という表現をやめて、「先住民族の言葉で」にするとか、そういうことですか。

**(委員)**

「アイヌ」という表現はあってもいいと思うのです。「先住民族であったアイヌの人たちが名づけた」とか、「アイヌの人々がヤム・ワッカ・ナイと名づけたこのまち」としてはどうでしょうか。

**(委員)**

「アイヌ語」を取ってしまうと変ですか。唐突すぎるでしょうか。

**(委員)**

「アイヌの人々が名づけた～」でもおかしくないと思います。

**(委員)**

でも、それだと「アイヌ」という言葉を使うので、同じかと思うのですが。

**(会長)**

「先住民族」という言葉を入れたほうがいいでしょうか。

**(委員)**

先住民族の方々は、名前をつけたことより、「この地に勇気と情熱を注いできた～」の方に入れたほうがいいのではないかという感じがする。「この地に勇気と情熱を注いできた先住民族をはじめ多くの方々に感謝～」というように。

**(委員)**

「アイヌ」という言葉がまずいのですか。

**(委員)**

まずくはないと思います。

**(委員)**

私の娘は今、小学校 6 年生ですが、なるほどこれだったら娘にもわかるかなと思いました。

私が小学校のとき、稚内の開基 100 年記念の歌があり、その歌詞に「ヤム・ワッカ・ナイ」とあり、アイヌ語だということは知っていました。しかし、今の子どもはわからないと思うので、是非入れて欲しいと思うのですが。

**(室長)**

この意味というのは、先住民族の方々が名づけたのだということ、この文章で読み取れないかな、という思いも入っているのではないかと思います。「アイヌ語で」とわざわざ入れたのは、先住民族の方々に感謝もしているし、先住民族の方々がアイヌの名称でつけてくれたというのを全部ひっくるめて「アイヌ語でヤム・ワッカ・ナイと名づけられた」としていると思います。

「先住民族」という言葉が条例の中に入ってくるほうが、私は非常にデリケートなのではないかという気がします。「先住民族」という言葉自体が確立された言葉なのかと疑問があるし、条例の前文としてはどうなのかなと。「民族」と入るとちょっとデリケートではないかという気がするのですが。

**(委員)**

先日の起草委員会でも言わせていただいたのですが、あえてアイヌ語の語源をこの前文に使っているということ自体が、アイヌ語を尊重しているという風で読んでいただけないのかな、と思うのです。アイヌ語を差別的に用いるような気持ちがあるのであれば、わざわざこのように使わないかなという気がするのですが、あえて使うということでその思いは伝わらないのかなと、これは勝手に思っているだけのことなのですが。ただ、アイヌという言葉が出るということ自体がまずいという感覚なのであれば、それは考えなくてはいけないと思うのですが。

**(会長)**

「ヤム・ワッカ・ナイ」というのは一般的なようなので、「アイヌ語で」というのを取ってしまうという手もある。

**(事務局)**

前文で「アイヌ」という言葉を使っているところは結構あります。言葉自体はまずくはないと思います。

**(委員)**

むしろ北海道らしいのでは。

**(会長)**

他の市では前文でどういう使い方をしているのですか。「アイヌ語で」という使い方

はしていましたか。

**(事務局)**

「アイヌの人々」とか、そういう表現が多いです。「アイヌ語で」という使い方はなかったような気がします。

**(委員)**

ラジオの番組でも「アイヌ語講座」があるので問題ないような気がします。

**(会長)**

事務局の方から登別市など、いくつか事例を次回出していただいて、特に問題がなければ修正なしで進めたいと思います。

それから、ちょっと思ったのですが、下から 4 行目の「今日のまちを担っている大人」という部分の「大人」という表現が何か引っかかるのです。

もう 1 つは、「昨日のまちを担ってきたお年寄り」とありますが、お年寄りであっても今もまちづくりを担っている部分があると思いますが、もう過去の人という感じが少し見えるのですよね。

**(委員)**

それは、起草委員会でもちょっと出たのですよね。

**(会長)**

まさに、議員さんなどは年齢の高い方がたくさんいらっしゃるので…。  
「老若男女」などの表現ではまずいでしょうか。

**(委員)**

むしろ連帯感があって開放的でないのでしょうか。

**(会長)**

ただ、「昨日のまちを担ってきた～」というと、もう全くリタイアしたというニュアンスが強いですが、今も現役で色々まちづくりを考えているわけですから。

実際に町内会などは、結構年齢の高い方が中心となってやっていたらいいのでどうか、と思います。

「老いも若きも」や「老若男女」などの表現ではまずいでしょうか。

「大人～」という表現も、今日のまちを担っているのは大人だけなのかという疑問が、どうしても残ってしまう。

**(委員)**

「今日イコール今いる人たち」であるから、「今日までのまちを担ってきた私たち」にすると、誰でも入るのでは。

**(委員)**

「担ってきた」と「担っている」という、これまでの過去の部分と現在進行形とをいっしょくたにしてしまうと難しいのでは。「今日までのまちを担ってきた～」となると、そこが終点のようなかたちになってしまうような気がします。

**(委員)**

過去・現在・未来ということを表現したいのですね。

**(委員)**

それがすべていい言葉で表現できるのであれば、いっしょにしても構わないと思うのですけれども。

「大人」という表現は確かに私も疑問を持っている部分があるのですが、これまでのワークショップの中でも、高齢者と子どもの問題がすごく大きなものとして議論されてきていたので、やはり前文に「お年寄り」を表現する言葉に力を入れていきたい、という思いがありました。もちろん、お年寄りも「大人」なのですが。

**(会長)**

「明日・今日・昨日」にはこだわっていないのですか。

**(委員)**

それは別にこだわっていないです。

**(室長)**

しかし、これにはちょっとこだわりがあったのではないですか。起草委員会では三世代を表現するために「過去・現在・未来」を「昨日・今日・明日」で表現したいという話だったと思いますが。

**(委員)**

最後はこれに落ちてしまったというところがあります。

**(室長)**

そうなる、「大人」という表現だけが問題なのでは、という気がします。

**(会長)**

ただ、高齢者の方々に反発する人はいるのではないのでしょうか。  
「昨日」となると、「もうあなたの役目は終わった」と受け止める方もいるのでは。  
でも、実際に町内会などは、現役世代以上に高齢者が担っているわけですから。  
「子どもやお年寄りが安心して集い〜」というのはどうでしょう。

**(委員)**

三世代の表現とともに、確実にまちをつくっていくという「命のバトン」という印象で作ったのですが、今、具体的に自分の町内会を考えると確かにお年寄りが担っていますよね。

**(委員)**

やはり「まちを担っている」ということで言うと、どうしてもお年寄りのところで無理が出てくるような気がする。

**(会長)**

反発はあると思います。また、三世代の他に「男女」という言葉が入ったほうがいいのかもかもしれません。

**(事務局)**

ここを変えてしまうと、最後の4行を全部変えてしまわなければならないですね。  
「子どもからお年寄りまで〜」としてしまうと、「担う」という言葉がすぐわなくなってしまう。

**(会長)**

「担う」は取ってしまってもよいのでは？  
「担う」というのは、その後の「まちを目指す」という表現でもいけるのではないのでしょうか。

**(委員)**

「子どもからお年寄りまで」という風にすれば、その中間も入るということですね。三世代という表現がちょっと弱くなってしまっていますが。



**(会長)**

「子どもからお年寄りまですべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し～」という表現が良いのではないのでしょうか。主旨は非常にわかるのですが、どうでしょうか。

**(委員)**

例えば、「昨日・今日・明日」をソフトに表現するとしたら「未来のまちを担う、子どもからお年寄りまでのすべてが安心して集い～」というのはどうでしょうか。

**(委員)**

子どもでも今、ボランティアとしてまちを支えている人もたくさんいるだろうし、大人やお年寄りももちろんそうですし。結局、みんなが今のまちを支えているのですよね。

**(委員)**

だとすると、もう「明日のまちを担う～」という枕詞を取ってしまって、「子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して～」とした方がスッキリするのでしょうかね。

**(事務局)**

「そして」から「子どもからお年寄りまで～」の間に、やはり「このまちに生きている」とか、そのような言葉を入れた方が良いのではないのでしょうか。そうすると当然、このまちを大切に、誇りを持つてくるということになるので、その辺の言葉が入ると、前の文とつながると思いますが。

**(委員)**

その後の文に、「心豊かに暮らせるまち～」とあるので、ダブってしまいますね。

**(会長)**

このままでも良いのではないのでしょうか。

**(委員)**

「このまちを担う」というフレーズをなくするのは、もったいないような気がします。

**(委員)**

「このまちを担う子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して～」とした方が、この条例の主旨である「このまちを担っているのはまさにわたしたちです」というのが

出るかもしれませんね。

**(会長)**

そうでしょうか。

**(事務局)**

「そして、このまちを担う子どもからお年寄りまですべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。」ですね。

**(会長)**

さきほどの「ヤム・ワッカ・ナイ」は取るのですか？それともそのままでしたか？

**(事務局)**

このままにして、他市の条例等を参考して決めるということです。

**(会長)**

他に何かございますか。

特になければ、解説の方も若干訂正をしていただくということよろしいですか。

**(事務局)**

解説の冒頭に、「小学校高学年でも理解できるよう、わかりやすい文とした」ということを入れた方がよいでしょうか。

**(会長)**

それはむしろ、前文だけでなく全部の項目についてですよね。わかりやすくするというのは。だとしたら、それは前文ではなく、もっと前ですよ。

**(事務局)**

条例全体の解説ですか。

**(会長)**

そうですね、条例全体の解説をつくって、その冒頭に「わたしたちは小学校高学年でも理解できるよう～を目指しました」というかたちで説明したほうがいいですね。

**(事務局)**

これについては、また別途検討します。

**(会長)**

他に何かございますか。「日本最北端」や「日本のでっぺん」などは入れなくても良いですか。

**(委員)**

それも議論になったところです。

**(事務局)**

「最北端」とすると暗いイメージになってしまうし、「でっぺん」とすると自己満足のようになってしまうとの意見が出て、最終的に「最北のまち」となりました。

**(会長)**

「宗谷岬」「宗谷丘陵」などが出てきてもいいような気がするのですが。あまり必要ないですか。

**(事務局)**

「宗谷丘陵」なども出たのですが、「稚内が最北のまちなのだ」ということを前文で掲げればよいのではないかということになりました。

**(委員)**

この水産と酪農と観光というのは、難しい言葉で言うと地域経済を支えるということになるのですが、それをあえて簡単にするために「生活を支える」としていますよね。子どもはわかりやすくいいと思いますが、大人にはどうかなと。

**(会長)**

「生活や経済を支える～」ではどうですか。

**(事務局)**

「生活」とした方が身近に感じると思うのですよね。生きる手段ということで。

**(委員)**

経済は糧なのかなと。だから、生活と経済を並列しておくのは少し違うのかなという気がするのですが。

先ほどの、「宗谷」という言葉は確かに入れても良いのではないかという気がしてきたのですが。入れるとしたら、例えば「水平線に～」の前に、「緑鮮やかな宗谷丘陵や」など入れてもおかしくはないのかなと。ただ、夏限定ですが。

**(委員)**

入れなくてもいいと思いますが…。

**(室長)**

全体の文章ができ上がっているから、そのなかにぼつんと入れても、文章の響きがあまりよくないものになってしまう気がするんですが。

**(委員)**

市民憲章の中身もある程度入っていますね。稚内市には「スポーツ都市宣言」もあるので、スポーツも文化のうちという考えから、スポーツ的な「青少年の健全育成」など入れたらどうかと思いますが、語呂合わせも大変だろうし、そういうものを入れるとまた違うものになってしまいますね。

**(室長)**

あえて宗谷を入れるとすれば、「宗谷岬の北にサハリンの島影を望んで～」など入れられるのかなと。

**(会長)**

わたしが一番言いたいのは、前文というのは皆さん一番見るのですよね。そこで稚内らしさをどこまで出すかということがあって、できるだけ稚内の特徴が明確なものを盛り込むという方がいいと思うのです。だから、そのときのキーワードとして「宗谷」というのが1つあるかと思います。

**(委員)**

稚内は間宮林蔵さんや日本最北の北緯45度31分に土地があるなど、いろいろな資産がたくさんあるのに、例えば山の中のどこか田舎の農村とまるっきり違うのに、意外にそのことを住民は認識していない。だから私たちも前文に入れる必要性をなかなか自覚できないのかもしれないと思います。

先生が言われるように、ここにしかないというものがあると考えたら、必要なのかな、入れた方がよいのではないかという気がしてきました。

**(委員)**

「宗谷海峡」という言葉であれば、「わたしたちは宗谷海峡をはさんで東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ～」と繋げられるかなと思いますが。

**(室長)**

「宗谷海峡」というのも固有名詞ですよ。

**(会長)**

入れるとしたら、「宗谷丘陵」か「宗谷岬」でしょうね。

**(室長)**

そんなにこだわる必要はないと思うのですが。

**(事務局)**

起草委員会でも、いろいろな稚内の名称などが出てきたが、やっぱり稚内というのは「最北」だということになったわけです。ワークショップなどでもやはり「最北のまち」という意見が非常に多かったです。

**(委員)**

単純に、「わたしたちは宗谷岬から東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ～」とすると自然な感じになるのではないのでしょうか。

**(会長)**

それもいいかもしれませんね。

他市などを見てみると、しつこいくらいに自分たちの特徴を出しているんですよ。そういうものがあってもいいと思います。

**(主幹)**

文章全体が読んだだけでその風景が浮かぶように作られている中で、固有名詞が強調されるとそれがどうなのかなという気もしています。

**(事務局)**

でも、ここは「宗谷岬」が入っても問題ないでしょう。

**(委員)**

前回も、読んでみたら意外に落ち着いたんですよ。

**(事務局)**

確かに、文章を読み上げていただいて、それを目をつぶって聞いていると情景が浮かんできます。ただ、それは私たちが市民だからですが。でも、市民のための条

例なのでそれでよいと思いますが。

**(委員)**

他の人に紹介するというわけではないですね。

**(会長)**

他に意見等ございますか。

では、「わたしたちは宗谷岬から東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ～」と入れるということと、「このまちを担う子どもからお年寄りまですべての市民が安心して集い～」に変更ということですね。そして、「アイヌ語」という表現は他市の条例を次回出していただき、特に問題がなければこのままいくということによろしいですか。

**(室長)**

「宗谷岬から」というと、宗谷岬からしか潮風を感じないように聞こえる。我々はこの中で、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じているのだから、「宗谷岬」が入る必要がないと私は思うのですが。

**(会長)**

じゃあ入れないようにしますか。

**(委員)**

やはり、市民に向けてのものなのか、他の人に見てもらうことを意識するのかわかり違ふと思います。本当に市民だけにアピールするのであれば「最北のまち稚内」でいいと思うし、他から意識すると「日本最北端のまち」になるのでしょうか。「わたしたちは～」から始まっているので、市民主体であって、ここに住む人たちの感覚から考えると、これで十分伝わると感じます。

**(会長)**

それではそうしましょう。「宗谷岬から」は入れないということですね。

この件についてはこれでよろしいですね。

ではもう1つ、大きい議題として条例項目についてですが、これも各委員の皆さんに宿題というかたちで提出していただきました。事務局から説明をお願いいたします。

**(2) 条例項目について**

**(事務局)**

皆さんから出していただいた案を、たたき台に沿ったかたちで同じ項目ごとに整理したものが A3 たての表です。

一番左側がたたき台の項目、それから順にそれぞれの委員さんの項目をまとめております。

大きいかぎカッコが章、その下のカッコが見出し、カッコの下は見出しに対する考え方です。アンダーラインのついているものは、たたき台の中になかったものを表しています。

今まで全く考え方としてなかったものが、3 委員から出ています。「自然環境との共生」、「条例施行後の監視制度」、「まちづくりの主な指針」です。

あとは、章立ての中で「参画協働」に入っているものが、「市民参加」という章立てで出て来ている委員さんもおります。

以上です。

### **(会長)**

それぞれ章や見出しになったりしているところがありますが、ほぼ共通して出ている部分が多いと思います。従いましてこれらの項目について、すべてこれから議論していくということになろうかと思えます。

前文は今日やりましたが、総則から始まり条例の見直し等まですべて議論していきます。かなり時間も限られている中で、濃密な議論を次回からしていただくこととなります。

前回も申し上げていますが、事務局の方でもかなり資料を出していただけたと思いますが、私の方でも皆さんが議論しやすくなるような、参考となるようなたたき台を出したいと思っております。

### **(委員)**

項目別に分けてグループで審議する方法は取れますか。

### **(会長)**

審議会の構成メンバーが多ければ、分科会方式も可能なのですが、ここは必ずしも多いわけではないので、ちょっと難しいと思えます。

それで、日程的なことを事務局の方から説明していただけますか。

### **(事務局)**

今回の第7回は8月21日です。それ以降は9月4日、9月12日、9月22日、10月3日を予定しています。ただ、項目だけでなく、最終的には市の考え方に基づいた条文の議論もしていただくこととなりますので、スケジュール的には12月の議会上

程を考えると、10月3日を答申としておりますが、この日を条文の審議にあてて、1回追加して2～3日後に最終的なかたちを整理したなかで答申していただくということも状況によっては考えられるかと思えます。

ただ、10月をあまりにも過ぎてしまうと、パブリックコメントの実施等もごさいますので間に合わなくなってしまいます。

**(会長)**

どうでしょうか。10月3日を実質審議の日としましても、だいぶタイトな日程になるのですが。章の中では「参画と協働」、「情報共有」が中心になってきますので、審議にそれぞれ1回かかるのではないかと思います。

それから、「市民」「市長」「総則」「自治の基本原則」で2回、「住民自治組織」「市政運営の原則」で1回、「平和・国際交流」「条例の見直し等」で1回、私は全部で6回くらいかかるのではないかと思います。何とか5回でやりますか。

**(委員)**

9月12日はどのような内容ですか。

**(事務局)**

これは、ワークショップで出た意見が具体的に条例の中でどのように反映されているかをご説明するという事です。

**(委員)**

ワークショップに参加していただいた方全員に声をかけるのですか。

**(事務局)**

そうです。9月12日に予定はしていますが、具体的な条例の中身がまとまっていないとなると、おそらく後ろにずれるのではないかと思います。

**(委員)**

正直に言わせてもらえば、今この前文だけでもこれだけの時間がかかってしまったので、この日程で本当に議論が尽くせるのかどうか、自信は全くないです。

**(会長)**

そうとう厳しいかもしれませんね。おそらく「情報共有」「住民参画・協働」あたりを先にやっていくことになるのではと思いますが。

**(事務局)**



こうやって並べてみますと、皆さんの「こういうことを盛り込みたい」という考え方にほとんど差がないですね。ですから、事務局としてはこれから審議会で議論する項目の考え方をある程度統一していただいたうえで、作業部会を通じて条文作りをしたいと思うのですが。

**(委員)**

内容をここで決めたら、条文は事務局で作ってくれるということですね。

**(室長)**

ある程度、「こういうものをいれて欲しい」というおおざっぱなものを出していただければ、次回までに事務局で条文にして提出しますので、その時にまた議論して、決定していただくというかたちです。

**4 その他**

**(会長)**

1つお願いがあるのですが、現在 2 時間でやっている会議ですが、日程的なことを考え、2 時間 30 分を限度に延長させていただきたいのですが可能でしょうか。

**(委員)**

できれば、18時～20時30分にさせていただきたいのですが。

**(会長)**

皆さんよろしいですか。では次回より18時～20時30分とさせていただきますのでよろしく申し上げます。

**5 閉会**